

幕末維新期の「農兵」と軍事動員

―鳥取藩領の事例を素材に―

笹部昌利

〔要旨〕 近世日本における「農兵」とは、疲弊した武家社会を助けるために生じた理念であり、現実性をともなうものではなかった。さらに、それはアヘン戦争の情報によって「海防」意識が高まった十九世紀になっても変わるものではなかった。「農兵」が現実的な存在となってくるのは、ペリー来航以降、外国船への対応が恒常化してからであった。

鳥取藩領内においては、文久年間、大名による国事対応が頻繁化し、かつ京・大坂への兵事動員が繁多となったことよって、藩領内の警備の手薄さが再認識され、これへの対応として「農兵」による補填が図られたが、軍事インフラの充実に重きを置いた藩当局の判断により、「農兵」教導は挫折を見た。しかしながらこの折、建設された軍事インフラである台場への対応が、在地社会に委ねられたことは、民衆における軍事への志向性を生み出した。殊に、藩政の中心たる領内東部地域において、その志向性は低調で、領内西部、遠隔地において顕著であった。この民間より動員された兵力は長州戦争における活躍によってその正当性が確認され、鳥取藩内においても、「農兵」教導とあらたな「洋式」軍事編成が模索されるようになった。

軽装の洋式「歩兵」は、戊辰戦争において活躍し、その後の調練次第で藩の常備兵化が期待されたが、入隊した兵が抱いた志向は、近世的身分制における褒賞と特権を重視するものであり、そのことが隊内外において混乱を生じさせた。「国民皆兵」主義の実現を目指し、あらたな軍隊の創出を目指す政府は、旧武士層たる士族の特権を否定し、幕末に生成された「農兵」をも否定した。

はじめに

本稿は、幕末維新期の日本における「農兵」の軍制上の位置、政治的位置、特に農民による兵事参加の意味について考察するものである。「農兵」を考えるきっかけになったのは、二〇一五年七月、早稲田大学において開催された国際シンポジウム「革命と軍隊―明治維新・辛亥革命・フランス革命の比較からみえてくるもの―」での報告であった。同シンポジウムは、日本近世史研究者の谷口眞子氏を中心に、西洋史、東洋史の専門家によって組織された軍事と社会の相関性を問う研究グループによって主催され、筆者には、明治維新期の軍事、ことに「農兵」に関わる研究報告が求められた。

幕末・明治維新期の「農兵」の成立と展開を、政治史の観点から検討するに当たり、気づいたことがある。幕末維新期の政治史は、明治新国家の形成にかかる過程の解明をその問題点として、数多くの研究が積み重ねられてきている。政治状況の推移に関する実証的な考察から明らかにされる研究（原口清・宮地正人・佐々木克・家近良樹・青山忠正^①）、政治変動の背景にある前近代的なナショナリズムを問う研究（三谷博^②）、政治変革に関わるマクロな分析とともに、政治世界に直接関与しえない人物によって作成された情報を活用して紡ぎだされた社会的政治史研究（宮地正人^③）が、現在の当該研究の主な潮流であるといえよう。そのなかで、「軍事」・「軍制」にかかる研究は、幕末維新史研究の根幹にかかわる研究成果を提示できてはいない。事実、「海防」と呼称された国家防衛手段が近世後期の対外政策における論点となり、ペリー来航の後、西洋諸国への対応が徳川政権の主要な事業となり、軍備増強、軍制改革がなされ、その概要を問う研究は、軍事史の観点から原剛らによってなされてきた^④。しかし、「軍事」・「軍制」の面から維新変革をとらえようとした研究は、

三谷博、保谷徹らによる幕末期の徳川政権内の軍事制度にかかる研究の他、なされてこなかった。すなわち、幕末維新期の政治史と軍事史は、なかばパラレルに研究が進行されてきたのである。⁽⁵⁾

筆者もこれまで、政治のなかにみえる個人および組織の主張を点とし、これを複数つなぎあわせることで、政治状況を考えるところという作業をとりおこなってきた。⁽⁶⁾ そのなかで拠りどころとなる史料に「農兵」の文言が現れるのは、既存の政治体制をとりあえず批判するために、領国に所在する海岸の警備の如何を指摘し、現行方針の見直しを求めるといったものであり、現実の政治に反映されない策案であることが多かった。その意味でいえば、今回の作業は「海防」を見直し、政治史上に正しく位置づける試みでもある。幕末・維新期の鳥取藩池田家の事例を取り扱い、「農兵」とはなにかを考えたい。⁽⁷⁾

1 幕末期の「軍事」と「農兵」

(1) 幕末期の「軍事」

幕末期における西洋諸国の日本進出によって、徳川政権および大名家は既存の軍事機構の再編を迫られることになった。その詳細については先行する軍事史研究に委ね、ここではその概略についてのみ述べたい。⁽⁸⁾

天保期～嘉永期（一八三〇年代～五〇年代）においては、沿岸警備のための砲台建設、大小砲の製作・試作、鉄砲を含む砲術稽古の奨励などを中心とする改革が推進された。しかしながら未だ、戦術や軍隊編成などについての革新はなされることはなかった。

嘉永六年（一八五三）、ペリー来航後、軍事の見直しに拍車がかかる。徳川政権は、講武所・軍艦操練所・蕃書調所など、軍事教育にかかる機関を設置した。嘉永七年（一八五四）七月には、軍制改革掛が任命され、

安政二年（一八五五）六月、旗本・御家人に対して西洋流砲術訓練が命じられた。洋式銃砲の製造についても湯島製造所においてなされるようになり、安政三年（一八五六）、講武所が築地に移設されて、西洋砲術を中心とする訓練が積極的におこなわれた。

「安政の改革」と呼ばれる徳川政権の軍事改革における訓練では、翻訳書に依拠したオランダ陸軍の歩兵訓練が重視され、蕃書調所において翻訳された書籍がテキストとして利用された。西洋砲術の訓練を命じられた旗本・御家人は、番頭のもと、砲術および銃隊訓練を受けたが、これは彼らにおいては番方への登用、すなわち立身出世の端緒と解され、積極的に展開された。⁹⁾一方、足軽クラスの砲術訓練は、その動機付けの低さのためか、困難を極めたとされる。安政六年（一八五九）、大老井伊直弼の判断によって西洋学術の導入が消極的なものとなり、同年、長崎海軍伝習所における海軍伝習も中止された。万延元年（一八六〇）には、講武所においても、軍事、兵術の復古がなされ、弓術、柔術などの訓練がなされた。¹⁰⁾

井伊直弼の死後、再度、軍制が見直されはじめた。西洋諸国への対抗が主眼とされ、西洋技術の積極的採用と大規模な海軍、陸軍を創設しようと試みられた。¹¹⁾文久元年（一八六一）、軍制取調掛が任命され、翌文久二年より、同役によって軍制改革が着手された。ここにおいて集権的な大海軍建設が目指され、軍艦組の設置、洋式海軍が組織に組み込まれる形となったが、方法論先行の大海軍計画はたちまち挫折を見、これを批判的に継承するべく、軍艦奉行並の勝海舟によって、元治元年（一八六四）、神戸海軍操練所が設置され、短期間ではあったが、幕臣および諸藩出身者に航海術が教授された。また幕臣で陸軍奉行、勘定奉行を歴任していた小栗忠順も横須賀製鉄所を設立し、海軍の創設を国家政策の一環として育成しようとした。¹²⁾

戦術・軍隊編成の面では、文久二年、オランダ式の洋式装備と「三兵」すなわち、歩兵、騎兵、砲兵の編

成からなる陸軍が、従来の幕府兵の他に組織された。また同年、旗本御家人に「兵賦令」が出され、旗本知行地もしくは代官支配地から軍役として石高に応じた人数の兵賦（農民）が徴発され、歩兵組としての訓練を受けることになった。士官、下士官を命じられた武士が統括した幕府直属の常備軍化が目指され、年齢（一七〜四五歳）、給料（上限一〇両）、勤務期間（五年）などが設定されたが、農民による忌避意識も存在して不調となり、兵卒の不足に悩むこととなった。

慶応期（一八六五〜一八六七）には、大規模な軍制改革がなされた。旧来の幕府の軍制である「番組組織」が解体されて銃隊へと再編成され、兵賦雇用の方法が変更され、農兵、町兵、海軍兵卒の徴発が広範囲においておこなわれた。さらにオランダ式「三兵」訓練を転換し、イギリス式、のちにフランス式の軍事技術および方式の導入がなされはじめた。⁽¹³⁾

(2) 「農兵」とは

まず、「農兵」の辞書的な定義を確認しておく。

①平時は農事に従事し、事ある時は、武装して戦う者。屯田兵。

②農夫をもって組織した軍隊。また、その兵士。江戸末期、幕府・諸藩で実施。

この解説は、『広辞苑』（岩波書店⁽¹⁴⁾）のものであり、その他、辞書類もほぼこれにならう解釈を採っている。①は、中世的な非支配者像、すなわち兵糧自弁・自力救済の論理が否定され、武装、非武装を問わず、所領内のすべてが「軍団」の構成要素となりえて、支配者によって軍事動員される農民であり、②は、近世的軍役において、農民にかかる負担として、農事以外の労働をとりおこなうもの（「農夫」）であり、これに軍事的要素

が加わり、銃卒、輜重など士分以外が担う労役に携わるもので、「民兵」とも呼称されるものと理解できよう。戦後における日本近代史を牽引した井上清は、「農兵」の形態につき、おおよそ以下の四つに分類した。⁽¹⁵⁾

- (a) 武士が農村に居住しているもの。郷士やそれに似たようなもの。
- (b) 領主が、農民町人らを軍事的に訓練し、武士の補充部隊とし、有事に動員するもの。
- (c) 領主が農民を徴集し、居住地や生業と分離させ、兵営に入れ常備軍に編成するもの。
- (d) 農民が領主や外敵に対抗するために武装した革命的民兵。

(a) は近世中期の帰農論によってなる形態。(c) は、長州藩の奇兵隊などにみられる近代軍隊の萌芽ともいえる存在。長州藩諸隊、なかでも奇兵隊は、かつてハーバート・ノーマンが、幕末日本における「革命的民兵」への発展の可能性を問うた存在である。⁽¹⁶⁾(d) は、大塩平八郎の乱に見られるような反政府的運動体である。本稿で問われるべきは、前出『広辞苑』の定義、②の「農兵」の実態であろうが、井上の分類でいえば、(b) もしくは(c) であり、幕末期の「農兵」の典型的形態となる。

近世日本の支配構造は、兵農分離を前提とし、武士が兵士となって働き、農民一般の武装化を抑制するものであったが、徳川幕府や大名家の財政悪化が深刻化し、城下町で住まう武士が奢侈を好み、土風を忘れて無力化すると、武士を農村に居住、土着させる武士の帰農論が唱えられた。熊沢蕃山『大学或問』では、武士の帰農が、武士による貨幣支出を減少させ、かつ生産者として自立でき、かつ有事における確実な軍役動員が期待できるとされたし、荻生徂徠『政談』では、商品経済が前提となる社会をあえて拒否し、自然を前提とする経済・社会への回帰が求められた。これらの議論は、貧窮する大多数の武士の経済を立て直すという命題のもとに掲げられた理想的方法であるかもしれないが、理念の枠を出るものではなく、ついには議論

のみで実行に移されることはなかった。

2 「農兵」の現実化

(1) 海防問題と「農兵」

「農兵」の存在が、現実味を帯びてくるのは、中国におけるアヘン戦争の情報もたらされ、外的な危機感が表面化してくるようになった一八四〇年前後のこととなる。フランス艦の琉球来航情報を受け、海防の必要性を感じ、海国日本における「農兵」の必要性を幕臣筒井政憲が上申したのは、弘化三年（一八四六）であり、これを老中阿部正弘は、農民の本分を重視して却下した。

嘉永二年（一八四九）、伊豆葦山代官の江川太郎左衛門英竜は、一六歳から四〇歳の男性一〇〇人に一人の割合で「農兵」を取り立てるように幕府当局に勧めた。平時には農業に従事し、諸高掛りを持高二〇石に限り免除し、「農兵」従事期間は、苗字帯刀を許すというものであったが、採用されなかった。⁽¹⁷⁾

「海防」気運が高まるなか、「農兵」は封建制社会のなかにおいては、簡単に許容されるものではなかった。ただ、近世社会における褒美・褒賞のありよう、特に苗字・帯刀を許されて、褒められることへの民衆側の意識をふまえた江川の案は、幕末日本の「農兵」制度の根幹部分に大きく関わりと考える。⁽¹⁸⁾ それは、攘夷主義の成立と展開から、倒幕、維新へとつなげてきたこれまでの幕末維新史研究では、注目されてこなかった事象でもある。

(2)ペリー来航と「農兵」

嘉永六年（一八五三）六月、相模国浦賀沖にあらわれた四隻の「異様の船」。その大きく、黒い船影を水面に映し進みゆく様は、言葉どおり「黒船」そのものであった。アメリカ合衆国東インド艦隊司令長官兼遣日特使マシュー・カルブレイス・ペリーに率いられた艦隊の来航によって、確実に「農兵」の必要性は増した。

水戸藩徳川家では、安政二年（一八五五）、藩主徳川斉昭の主導で、郷士や村々の名望家層から精選して、「農兵」の組織化がなされ、庄屋、組頭層から取り立てた新規郷士や献金郷士よりそれぞれ五〇〇人、沿岸の農漁民より五〇〇人、計一五〇〇人の組織を目指し、農兵には苗字帯刀を許し、郷校を中心に軍事訓練や教育をおこなった。

長州藩毛利家では、嘉永六年十一月より、相模国鎌倉、三浦両郡の海岸警衛に携わる藩士二〇〇人と、相模国より徴発した農民二〇〇人以上の「農夫」によって警備の任に当たろうとした。¹⁹⁾

この他、農民の兵事動員は、幕領、代官支配地に顕著に見受けられる。文久元年（一八六一）、前出、江川英龍の子、江川英敏が建議した「農兵」は、村落の治安維持に重点が置かれたものであったが、この後に執行される文久期の徳川幕府の軍制改革における施策に反映されることとなった。

江川英敏の案によれば、その多くを豪農層の子弟から身体康健を条件として選出し、二五人を一小隊、小隊には頭取二人、什兵組頭二人、差引役一人、計五人の役方を置き、残る二〇人を五人ずつ四つの伍卒組に編成し、組ごとに一人の小頭役を置いた。隊は複数の村からなる組合村ごとに置かれ、男子一〇〇人につき、一人の割合で徴した。「農兵」設置の費用については、地主、豪農層の献金によって賄い、鉄砲の他、諸々の物品の購入に際しては、献金によるが多かった。一般の小前百姓は、組織から排他されていき、構成員は、

村役人や地主、豪農の子弟、三〇歳以下の強壯の者による編成へと変化していった。²⁰⁾

3 幕末「農兵」の導入と実情―鳥取藩領の場合―

(1) 幕末政治と鳥取藩

鳥取藩領における「農兵」導入は、藩主池田慶徳による京・大坂への政治関与が契機になった。文久二年（一八六二）四月、薩摩藩の島津久光による率兵上京と国政介入をめぐる政治運動によって、大名自身が領国を出でて京や江戸に赴き、江戸では幕閣への政治的助言をおこない、京では天皇を取り巻く政治混乱の渦中に身を置くことこそ、政治運動の真のありようであるとの認識がなされた。

さて、鳥取藩池田家においては、藩主池田慶徳による文久二年十一月、翌文久三年六月の二度にわたる上京によって、「国事」周旋に当たった。ここで求められた「国事」とはすなわち、朝廷への政治対応と京・大坂湾の警備にかかる藩兵の指揮であった。池田慶徳は、朝廷から文久三年（一八六三）二月二十一日、「撰海守備総督」（大坂湾の海防責任者）を任命されると、すぐさま警備場所となった大坂天保山へ赴き、京において天皇の攘夷祈願のための行幸に供奉せよとの命が下ると、同藩兵とともにこれに従った。²¹⁾

このように京・大坂における藩兵をとまなう軍事対応を求められたことによって、自領の海岸警備に対する危惧が生じてきた。実際、池田慶徳は領国海岸に加え、警備を任されている隠岐島への対応を理由として、同三月十六日、帰国の途についている。

池田慶徳が、文久三年四月二十四日付で、岡山藩主池田茂政に宛てた書状には、幕府によって命じられた対応してきた京都警衛に加え、朝廷によって創設される「親兵」（禁裏守衛を専務とする軍事組織）への兵士

提供、松江藩松平家とともに担っている隠岐警備、および大坂の天保山、尻無川付近の警備があり、これまでの方法では、満足に軍務を遂行できないとし、自領海岸の警備が如何にあるべきかを問うている。⁽²²⁾ このような事態を契機として、「農兵」動員が期待されるようになったのである。

(2) 鳥取藩領の「民兵」動員

文久三年四月二十日、徳川幕府によって諸外国に対する強硬路線への転換期日が、「五月十日」と決まる。これは通常、「攘夷」期限の決定と解されるが、内実は、外国船より領国海岸を警備するための応戦を正当化するという内容であった。

これに対応して、鳥取藩では「攘夷」決行に備える臨戦体制の一環として、五月一日、「民兵」の取り立ての方針が発表された。領内の東部の浜坂、中部の鹿野、西部の境（現、境港）の三ヶ所に民兵稽古場を設置し、農民を「民兵」として徴発し、大砲、小銃の教練に当たらせ、藩内に欠けていた兵力の増強をはかった。⁽²³⁾

鳥取藩における「民兵」取り立ての主導者は、郡代助役を勤め、地域社会の情報にあかるかった神戸大助なる人物であった。⁽²⁴⁾ 神戸はすでに、嘉永七年段階において領内海岸警備に関する諮問がなされた際、西洋式の歩兵編隊方法と、「民兵」の取り立てを建言していた。

神戸の議論は、二〇歳から三五歳までの者で、在方・町方を問わずに召集し、身体強健の者約一〇〇〇人を歩兵として取り立て、邑美郡浜坂村と気多郡鹿野宿、あるいは久米郡江北村という藩領の東部（浜坂）、中部（鹿野）、西部（境）に操練場（「稽古場」）を設けて教練しようと考えた。また、歩兵については、通常の大名家中の役負担としての勤めではなく、給米八俵を与えて、藩の常備兵力に加えるという方針であった。

藩当局は、この神戸の主張を受け入れ、「民兵」取り立てを決断した。⁽²⁵⁾

神戸は、文久三年段階で、「民兵」を「農兵」と改め、その意義を次のように説明する。

万一夷船襲ひ来り候や否速に人数御指向被成へく候へとも、近来三都の御警衛等にて当時御人少の折がらに候処、御両国四十里海岸御戒備の御結構容易ならざる次第、此等の儀日夜御配慮遊され今般海防御策御立被成候に付ては、古昔農民とも事あれば兵となりて軍事に携わり、事なければ農となりて耕作を業とす、是を農兵と云う⁽²⁶⁾

ここにおいて、「農兵」は、本来、武士においてなされる業務の補填人員と捉えられている。鳥取藩のみならず、京および大坂湾警備に対して大名家より提供される兵数は増加していた。ましてや、幕府からの要求（京都守衛、大坂湾警備）と朝廷からの要求（親兵の提出）と、二方向から出される政令への対応に困惑していた大名家も多かった。そのなかで、神戸の方策は至極具体的なものであった。

先に示した領内三か所の操練所に五〇〇名ずつの「農兵」を配備し、毎月、その一割に当たる五〇人に銃砲術を学ばせ、豪農層より選出された「小頭役」によって、差配される方針であった。神戸が藩当局に提出した書付には、「邑美郡西尾勘兵衛・西尾柳右衛門・井口稻次郎・林次郎左衛門・田中甚兵衛・西尾甚三郎」というように、各郡における在地有力者の名前が列記され、その数は一三六名に及んだ。兵には、一年で米四斗入一俵を支給し、農民にかかる「諸役」は免じられるものとした。

(3) 藩領内の知識人層による「農兵」主導

文久三年八月五日、中本軍太夫・富山敬蔵なる人物が、「農兵」が使用する銃の調達と「稽古場小屋」を在

方役人より受け取るように命じられた。中本軍太夫は、藩医中本柳朴の子であり、幼少の頃から洋学に学び、西洋砲術の知識を有したとされる。⁽²⁷⁾

中本の例にみるように、藩内においては、藩医やその関係者のような知識人による在方主導が見受けられる。鳥取藩においては、近世後期に奉行職、役人クラスの業務が繁多となるにおよび、士分を持たない人間の「一代限り」雇いが恒常化していた。いわば任期付きで雇用して、急場を凌ごうとしたのである。武士による担当がままならない領内の警衛業務は、対応するべき「急場凌ぎ」の対象となったのである。⁽²⁸⁾

文久三年九月三日、浜坂に稽古場が完成し、藩当局より稽古の開始が申し渡された。翌四日には、軍式方頭取助役であった岡崎平内・郡代助役の神戸大助へ「台場手配・民兵訓練諭し方御用」が命じられ、藩内における農兵訓練はスタートした。

(4) 頓挫する「農兵」策

神戸大助によって主導された「農兵」策とそのための教導には然るべき時間が必要であった。藩当局は、藩領海岸に設置された台場（浜坂・浦富・橋津・赤崎・由良・淀江・境）建設と大砲の利用、活用を急務としていた。この内、藩領西部の伯耆国分については、同地の郷士・大庄屋に人員配備、運営を引き受けさせ、城下より出張してくる藩役人に砲術訓練を受けさせて、そのまま台場警備に充てるというものであった。

七カ所ある台場のうち四カ所は、藩領の海岸付近に主として点在した「藩倉」とその位置を同じくする。「倉」とは、年貢米を収納する倉庫的施設であり、鳥取藩領では、鳥取、倉吉、米子の町と、海岸に所在する主要な港九カ所（岩本・浜村・青谷・橋津・由良・大塚・赤崎・御来屋・淀江 ※ゴチック太字は台場が建

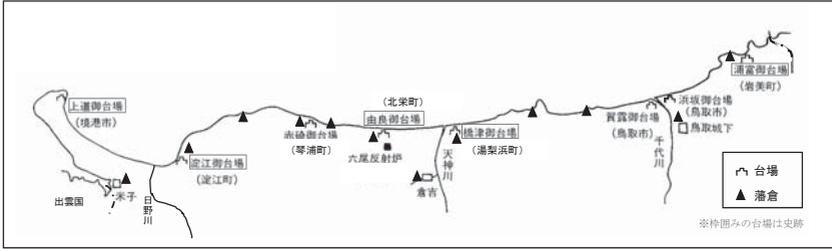


図 鳥取藩領の台場と藩倉 (鳥取県立博物館編『鳥取藩二十二士と明治維新』掲載図を加工)

設された地所)に置かれ、「灘御蔵」と呼ばれた。「藩倉」は無論、御蔵奉行によって統括される藩の行政施設であるが、年貢米の収納という藩と地域社会をつなぐ施設として解された。新規に建設された台場への対応は、「藩倉」同様、民衆において役として務めねばならないという心性を生み出した。

さて、神戸による「農兵」の常備兵化にかかる構想は、その即効性の点、また、あくまで近世村の役負担として動員とする点においても齟齬が生じた。藩領西部、伯耆国の「農兵」教導については、農民による台場警備担当という形でうやむやなものとなってしまい、実際に教練がなされていたのは、藩領東部の浜坂のみであった。⁽²⁹⁾

以後、主導者神戸大助の役替えによって、「農兵」教導策は動揺していく。文久三年十一月、神戸自身が、長らく携わった在方御用から離れ、大名の側役(小姓頭側役兼帯)として務めることになると、「農兵」教導がおこなわれなくなった。元治元年(一八六四)四月、神戸が再び在地任務(郡代農兵奉行兼帯)を命じられると、神戸に三人の郡奉行が附属する形となり、再度、機能しはじめたかに見えたが、同年六月、ふたたび神戸が御側御用人に転じると、その職務を果たせずその案自体も消滅した。⁽³⁰⁾

神戸によって提起された「農兵」という言葉も、藩の公文書のなかから

消え、あくまで台場の業務を預かる農民として「農夫」という文言が使用され、台場周辺の郷村から、農閑期に限り動員して、小銃の練習に当たらせるといったものになった。また、この折には、領内海岸一里（約四キロメートル）以内の村々に、銃砲術教師が巡回して庄屋、百姓頭などに小銃の操作を教え、庄屋らが農民に口伝して指導に当たった。稽古のための鉄砲の保管は、庄屋がおこない、警備の大半が在地社会に委ねられることになった。⁽³¹⁾

(5) 郷士・大庄屋層による「農兵」主導

藩当局の施策転換は、「農兵」の創出を後退させたが、台場警備を地域社会の任務としたことにより、郷士・大庄屋層など「中間層」身分のものにおいて、軍事への志向を高めることになった。その傾向は、藩庁が置かれた鳥取城下町から、遠方の藩領西部、伯耆国領において積極的であった。なかでも、汗入郡妻木村郷士の松波徹翁なる人物による農兵指揮は顕著な例である。松波が担当したのは、藩領西部の淀江台場であり、基本的には大砲とその設置個所周辺の世話で事足りるものであったが、松波は動員された農民に対し、自ら大坂にて買い付けた小銃二〇挺を宛がって練習をさせた。この小銃二〇挺は、鳥取藩領内で最初に購入されたミニエー銃であったとされる。⁽³²⁾

さらに、松波は、彼自身が農民二四人に給与をあたえ、台場の守備に当たらせた。これが称賛され、文久三年十一月、松波徹翁は、同じく郷士の武信佐五右衛門、同潤太郎とともに「土着士」として取り立てられた。武信佐五右衛門は、伯耆国八橋郡赤崎・由良の両台場において、「小銃稽古」や台場警備詰を分担主導した人物である。⁽³³⁾ 彼らが命じられた「土着士」とは、安政六年、鳥取藩政改革の折、家中に存在した二男、三男坊といっ

た家督相続権を持ちえない人びとに、久米郡真野原の山野を開拓させる目的で設置された武士身分の職掌であった。⁽³⁴⁾

以上のような「農兵」創設に対する消極的ともいえる藩の方針が、変化してくるのは、元治元年、慶応二年の二度にわたり勃発した長州戦争の折である。

(6)長州戦争への参戦と「農兵」

元治元年八月、鳥取藩池田家では、長州出兵の命に対応するための藩方針を決した。池田家としては朝幕双方の命に従い、長州へ出兵し、同時に幕府に対して攘夷問題への早急な対応を求める。一度目の長州戦争は、毛利家が早々に「伏罪」を表明したため、同年十二月二十七日には、征長総督徳川慶勝から「討手之面々陣払」が申し渡されて、講和となった。

中国諸大名家の間でそれぞれの政治方針が問題とされるのは、慶応元年（一八六五）四月、徳川幕府内部から毛利家の処分内容が曖昧となっていることを不服とする意見が噴出し、かつ毛利家が軍備増強を図っている状況に鑑み、長州への「再征」が幕府の方針となり、閏五月に再征の勅許を得るために、將軍家茂が進発、上洛の途についた際であった。⁽³⁵⁾

慶応二年（一八六六）七月二十三日、鳥取藩京都留守居役の安達清一郎（のち清風）が、老中稲葉正邦に大坂城へ呼び出され、長州再征の際における但馬国に所在すると想定される「浮浪」の取り締まりが命ぜられたことにつき、「農兵」の取り立てが図られている。⁽³⁶⁾ この際の「農兵」取り立ては、その費用を幕府生野代官所が支弁し、その訓練、兵器製造を鳥取藩が受け持つというものであった。これに藩当局は、領内警備も

ままならない状況と、石州口への出兵を理由に辞退を表明し、取りやめとなった。

第二次長州戦争での鳥取藩の戦況は、決して芳しいものではなかった。長州藩領に攻め込む幕府軍の使用する兵器が旧式で性能に劣り、戦意を欠く寄せ集めの諸藩兵であったのに対し、長州藩諸隊は、イギリス製の近代兵器で装備がなされ、農民・町人が参加して、「挙藩一致」、まさに「総力戦体制」にも似た組織ができあがっていたのである。⁽³⁷⁾

鳥取藩が長州戦争によって得たものは、結果として機能しえた「農兵」隊のみであった。石見国の浜田城は、長州勢によって落城させられたが、それを伝えた藩当局への報告内容においても、小銃への高い評価がなされておられ、長州勢の高性能なミニエー銃と訓練の行き届いた農兵卒が相手では、勝ち目がない旨が報告されている。「農兵」の有用性が再確認されたのである。

「土着士」松波徹翁の洋式銃の購入と、農民への自主的な訓練の話題は先にもみたが、第二次長州戦争に際して、「農兵小銃隊」としての従軍を願っていた。⁽³⁸⁾

一、松波徹翁儀、近年淀江御台場御用被仰付、以来右御台場之応援、近辺陸地警衛之心得二而、野戦大砲式挺製造致し、右炮手之もの、二十四人自分雇二而農兵姿二取立、大小砲并剣術之稽古為致、其外小銃始器械之用意等迄致し居申処、此度討長之御人数御操出し相成候趣、致伝承候二付而は、老年病氣不束之身分二候得共、御先手御人数之端二御差加被為下候ハ、右農兵之者共引連罷出、身分相応之御奉公申上度旨、尤出陣中一統兵糧御上賄、農兵江は帯刀御免、玉薬・着具持運人夫御渡被為下候ハ、農兵并人夫員数之儀は、追而可申達旨、奉願趣、尤之心得方二付、小銃一隊壹番手江御差加へ、出張中野間鹿蔵支配被仰付、願之通兵糧等御上賄被仰付、右出張中、農兵共江帯刀御免、玉薬・着具持夫等被成

御渡、用意次第出足被仰付旨、被仰出、其段郡代を以申渡之、右二付、宜取斗候様、左之面々江申渡之

御軍式方頭取

武器奉行

御勘定吟味役

内容は次のようになる。松波徹翁は、近年淀江御台場御用を命じられ、それ以来、同所における業務および警備にあたるとともに、「野戦大砲」二挺を製造し、この撃ち手二四人を「農兵」として雇い入れて、大小砲ならびに剣術の訓練をさせ、その他小銃を始め、兵事にかかる器械の用意を整えていたところ、わが藩が長州への出兵することとなった。松波は病身の年輩、不束な身分ではあるが、従軍人数に加えていただきたく、その折は、「農兵」を引き連れ、身分相応の働きをしたい。出陣中の兵糧米は上納する。「農兵」へは帯刀を許していただき、玉薬・着具を運搬する人夫をご用意願いたい。

松波らの従軍にかかる動機は、「苗字・帯刀」などの近世的な褒美・褒賞、すなわち身分の上昇を目論んでのことであるといえる。第二次長州戦争には、鳥取藩でも多くの農民、商人が動員されたが、それらは基本的に「夫卒」として徴され、輜重任務に当たるものであった。「農兵隊」としての任務を帯びたのは、結果的には松波の隊のみであり、浜田落城の折、撤兵成功のための「殿備」を任されたことは、正規藩兵からも認められ、藩内における軍備を洋式化するとともに、それを使いこなす農兵訓練の必要性が確認されることになったのである。

(7) 慶応二年の兵制改革と「農兵」

長州戦争における負の経験によって、遅まきながら、藩当局に軍制改革の開始を決定させることになった。

その眼目は、軍備の西洋化と「農兵」の積極的な取り立てである。慶応二年十一月二十四日、「農兵」五〇〇人の取り立てを決定し、その内実について郡代に触れ渡している。³⁹⁾

一、此度非常為御手当、農兵番人斗御取立被仰付候二付、御両国在中壯健之者相撰、最寄場所々二而、炮術手続打方足並御調練等被仰付、右二付而は、右農兵之者江年中御役料四斗入四俵宛御渡し被遣、万一他国江御差出し相成候節は、相応之御渡物被遣、且又始メ二ヶ月之間は、終日教場二而稽古致し、仮成熟練致し候得は、村方江差返し、月々兩度宛教場江罷出稽古致候様、尤最寄二ヶ月之間教場辺江止宿為致、御賄被遣候様、其後為稽古月々罷出候節は、持弁当二而罷出、右為締組頭之者、郡中二而身元相応之者式拾人二老人或は三十人二老人宛被仰付、苗字帯刀御免、給料は御銀二而も被遣、尤右民兵稽古并組立方ハ御軍式方引請二而、取扱等は在方申談候様被仰付、且又教場之儀は、御軍式方談合ケ所取極、仮成之稽古所取立、御入用銀は追而可申達旨申達之趣、勘定所取調之上、給料年内四斗入四俵宛御渡し被遣、他国江出張被仰付候節は、其節之模様ニ寄相応之御渡し物被遣之儀、承届候旨、郡代江申渡之

内容は次のようになろう。このたび、藩内の非常事態に際し、「農兵」・番人を取り立てることになった。因幡・伯耆両国の壯健なる者を選出し、それぞれの最寄りの場において、大小砲銃の打ち方、隊編制、足並調練など命じることになる。「農兵」の者へは御役料四斗入四俵ずつ支給し、もし他国へ出兵することになれば、相応の物品を贈ることになる。最初の二ヶ月間は、終日教練場において稽古し、熟練したならば、帰村させ、月に二度ずつ教練場へ出させて、稽古させる。二ヶ月の間、教練場あたりに止宿する際には、食糧・宿代は負担するようにする。その後、月々の稽古については手弁当にておこなうように。農兵の取り締まる組頭については、郡中で身元よろしき者を選び、組頭一人に農兵二〇人、あるいは三〇人を統括させる。組頭につ

いては、「苗字・帯刀」を許し、給料は銀で支給させる。農兵の稽古については、藩の「軍式方」が担当し、人事などについては「在方御用場」がとりおこなう。

これに準じて、慶応二年十二月、奥日野郡の郷土緒方四郎兵衛らに、「民兵頭取」として鉄砲獵師、その他壮健の者を選出し、指図するように求められた。⁽⁴⁰⁾慶応三年二月、農兵隊が装備する洋式銃（ミニエー銃）五〇〇挺、アームストロング砲二挺の購入計画が立てられ、総額一万両の特別予算が組まれ、藩士日笠庄輔が横浜において購入することに決した。⁽⁴¹⁾

鳥取藩においては、長州戦争をきっかけに、「農兵」教練の段取りがようやく整ったといつてよい。しかしながら、それが機能するには然るべき時間が必要であった。

4 「農兵」の終焉

(1) 「農兵」から「歩兵」へ

慶応三年（一八六七）八月、藩領でも西部、伯耆の農兵隊の編成がなされた。鳥取城下からほど遠く、文久年間における自主的な海防活動によって、農兵隊編成の素地はできあがっていた。藩政指導が行き届かない藩領周縁部で、民衆一般における軍事意識は形成されたのである。

それぞれの郡に一小隊を基本とし、人口の多い会見郡あいまの三小队を含め、八小队からなり、一小隊の人員は、組頭一人、隊員三四人とされた。前述、長州戦争で活躍した松波玄之進らの「撤兵隊」は、この八小队とは別立てで解された。十月には、藩の歩兵頭、銃頭が、藩領内の各所を巡回し、農兵隊の編成と調練の度合いについて視察、確認した

また、幕末も最末期の軍制改革によって、「農兵」の軍事的必要性が看取されるに至り、公文書上においても、「民兵」・「農兵」と統一されてこなかった呼称が、「歩兵」に統一される。ここにおいて民間より動員された兵力は、藩の兵制に正式に位置づけられたといえる。

慶応三年十一月、伯耆方面に遅れて、因幡方面の歩兵も編成されていった。その内訳は、おうみ 邑美郡一四人・ほうみ 法美郡一〇人（小頭田中甚三郎）、高草郡一五人・八東郡三〇人（小頭大山官兵衛）、八上郡二〇人（小頭木下莊平）、けた 気多郡三三人（小頭原田治兵衛）、岩井郡一人（小頭中島四郎左衛門）である。因幡方面からの歩兵は一三三名で、伯耆のそれよりも規模が小さい。伯耆方面で文久年間からおこなわれてきた武器操練にかかる素地がなかったこと、慶応の末年に至っても、統括者として地域の豪農層が任命され、いわば「素人任せ」になってしまっていたことなどがその理由となろう。⁽⁴²⁾

戊辰戦争における「農兵」利用は、長州戦争での経験を契機として、慶応二年秋以降に本格化し、選抜された農民によって歩兵銃隊が編成されるようになり、歩兵頭と歩兵銃頭によって指揮がなされた。鳥羽伏見の戦いに呼応して、慶応四年（一八六八）正月八日、因幡分の歩兵組頭と歩兵に、浜坂歩兵屋敷への集結が命じられ、伯耆分の歩兵には八橋郡大谷村、汗入郡淀江村への参集が命ぜられた。正月二十一日、歩兵頭助役河嶋源輔の率いた歩兵が、銃隊二小隊とともに姫路方面へ出発した。翌二月の東山道軍出陣の命に対しては、二月九日、歩兵組頭渡瀬槌之助らが率いる歩兵銃隊四小隊が京都へ向け、城下を発した。二月十三日、京を発した東山道軍内の鳥取藩兵は、旗頭和田吉岐の隊のほか、銃隊八小隊からなったが、そのうち、士分以上の属する隊は一隊であり、その他は、足軽銃隊四小隊と農兵隊三小隊からなった。⁽⁴³⁾

農兵隊のうち、一小隊は、丹波国山国郷の庄屋、農民によって組織された有志隊、山国隊であった。⁽⁴⁴⁾ 明治新

政府軍務局の指示によって再編成された部隊であるが、洋式銃を使用する近代的戦争となりはじめた戊辰戦争は、足軽・歩兵に大きく傾倒していた。足軽・歩兵は一小隊三二人で構成され、そのうち銃頭を含めて十分の者四人、小頭二人が指揮官となった。

(2) 戊辰戦争と「歩兵」

慶応四年（一八六八）閏四月十九日、明治新政府は「陸軍編制法」を制定し、政府直属の常備軍を作り出すとした。これは、各藩における徴兵を前提としたものであり、保有する領地高一万石につき、兵員一〇人（自分の内、三人）を京都、禁裏御所周辺に常備し、高一万石につき兵員五〇人を藩領に在留させ、さらに一万石につき金三〇〇両を上納させる。京都への常備兵が徴兵であり、十七、八歳から三十五歳までの強壯の者を出し、同年五月一日までに差し出すように命じられた。鳥取藩では、足軽身分の銃卒経験者九十七名を、出張中に限り「苗字」を許し、徴兵隊として編成し、急遽イギリス式の訓練を受けさせ、六月五日に、軍務官に引き渡した。鳥取藩徴兵隊は「十二番隊」と命名され、京都寺町御門の警備に当たった。

この徴兵隊は、新政府軍における越後口から会津若松方面の本格的な進軍が開始されると、越後口総督軍として出兵した。十二番隊の出兵人員は一一〇名、越後国沼垂での戦争、新潟への進撃、越後国鷹巣・榎木峠への進撃に参加し、戦死者四名を出した。⁽⁴⁵⁾

(3) 軍式改正と「歩兵」重視

藩内では、同年六月から七月にかけて、軍式の編成替えが進められた。六月十八日、あらたな銃隊として、「敢

撃」・「震撃」・「義衛」・「忠衛」・「神衛」の五大隊の編成に取り掛かった。「敢撃」・「震撃」の両大隊は足軽銃卒隊で、一大隊は四小隊、一小隊は小頭、足軽ともに八六人で構成された。足軽銃隊の編成が円滑に進むなか、士分以上によって組織された「義衛」・「忠衛」・「神衛」の銃士三隊の編成は遅々として進まなかった。士族層の積極的な参加が見られなかったからである。結果、足軽銃隊を主とした編成で、出羽方面を転戦しなければならなかった。結果、戊辰戦争は、幕末期に組織された「農兵」・「民兵」を基盤として組織された「歩兵」が、足軽銃隊を組織しえたことになる。士族による参戦が低調であったことも、結果として歩兵卒の戦功を際立たせることになった。

戊辰戦争後、「歩兵」の重要性が再認識された鳥取藩領内では、「新国隊」と呼ばれる隊が編成された。⁽⁴⁶⁾ 中心となったのは、文久年間に大名側役を殺害して、急進的な政治主張をおこない、なかば長州に亡命する形となっていた佐善修蔵、清水乙允、大西清太ら一三名であり、彼らの藩への帰参が認められ、彼らに歩兵編成の意思があったことよって、戊辰戦争へ参戦している隊とは別に、隊が結成されたのである。慶応四年三月二十一日、佐善らに歩兵取り立てが命じられ、京都に駐屯した歩兵三〇人が引き渡され、新国隊が組織された。同年六月、鳥取に帰着した新国隊は、浜坂に築かれていた民兵屋敷を兵舎とし、藩からは定額の給金（一日、玄米一升、月金一両ずつ）を支給され、常備兵たる待遇を受けた。

このような新国隊に対して、入隊を望むものが多く、明治二年（一八六九）七月に作成された「新国隊簿」によれば、鳥取、米子、倉吉の城下町からは九八人、因幡国からは八九人、伯耆国から四三二人、総計六一九人に及んだ。新国隊は、鳥取藩領における近代軍隊創出への試金石的な存在ではあったが、農民出身の入隊者における奢りや顕著な威張り、立身したとの認識から来る怠惰を生みだし、刃傷事件などが複数お

こった。やはり、地域社会においては、軍隊が身分上昇の装置と見なされ、權威を笠に着る状況が横行していたのである。

このような状況に対応し、在方業務を取り扱った役所である民政司が動き、日頃の素行に不良が見受けられるものの入隊を許可しない、嚴重な取調べがおこなわれた。結果、農民出身者の入隊を拒み、士族・卒族以外の入隊希望者を信用しない姿勢となつてあらわれた。明治三年三月、兵部省の編隊規則に従い、新国隊を母体として第十大隊を編成するに及び、「農兵」的性格が払拭されはじめた。おりしも、長州藩では、藩兵の脱退騒動が喧しい時期であり、脱走した彼らは、大西たちとの合流をはかったことから、隊のなかの動揺ぶりが見て取れる。

(4) 近世的「歩兵」の終焉と「国民皆兵」

戊辰戦争の際に編成された藩兵へは、イギリス式の練兵がなされていた。明治三年（一八七〇）正月二十八日、東京在留の鳥取藩兵に対し、兵部省から兵式天覧への操練参加が命じられ、士官五人、兵隊六二人が参加した。諸藩連合によつてなされたこの兵式天覧は、イギリス式、オランダ式と、その練兵法はそれぞれであったが、鳥取藩はフランス式練兵によつて参加した。これは、政府によるフランス式の奨励に、鳥取藩が応じたものであり、政府の奨励に依つて、藩兵を主導したのは、大隊指令として指揮した原六郎であった。原は、この後も鳥取藩におけるフランス式練兵を指導した。原による指導は、大坂に設置された兵学校（後、兵学寮）における士官養成とその目的を同じくするものであり、中央軍隊における藩兵の主流化を目論んでのことである。⁽⁴⁷⁾

明治政府は、明治三年閏十月、大坂兵学寮の士官募集の方針を変更し、従来の長州、鳥取、岡山の中国諸藩からの人材によらず、広く諸藩から集めることとし、同年十一月には、徴兵規則を制定した。一万石につき五人、士族・卒族・平民の身分を論ぜず合格者を選出するとして、「国民皆兵」主義による徴兵制が目指されたのである。しかしながら、それは、従来、大名家中においてなされてきた、封建制秩序のなかにおける身分制の枠を超えるものであったため、完全なる実施を見ずに終わった。徴兵制の施行は、士族の特権を否定するものであり、多くの藩権力において容易なことではなかった。ゆえに、明治四年（一八七二）二月、政府は鹿児島・山口・高知の三藩兵を徴して「親兵」とし、この親兵一万人を背景として、廃藩置県を断行してゆくことになる。

近世身分制を踏襲しつつ、存続していた維新の軍隊は、「国民皆兵」を掲げるあらたな軍隊創出における矛盾となり、廃藩置県に際して、「農兵」・「民兵」に端を発する「歩兵」は、解体されるに至る。近代軍隊の礎たらんとした、幕末の「農兵」は、国民皆兵の理念のもと、その意義を否定されることになったのである。

むすびに — 軍事への自主性と政治的辺境に生まれた意識について —

以上、おおよそ次の点について考察した。

近世日本における「農兵」は、疲弊した武家社会を助けるために生じた理念であり、現実性をともなうものではなかった。またそれは、アヘン戦争の情報によって「海防」意識が高まった十九世紀になっても変わるものではなかった。「農兵」が現実味を帯びてくるのは、ペリー来航以降、外国船への対応が恒常化してからである。

鳥取藩領内においては、文久年間、大名による国事対応が頻繁化し、かつ京・大坂への兵事動員が繁多となったことよって、藩領内の警備の手薄さが再認識され、これへの対応として「農兵」による補填が図られたが、軍事インフラの充実に重きを置いた藩当局の判断により、「農兵」教導は挫折を見た。しかしながらこの折、建設された軍事インフラである台場への対応が、在地社会に委ねられたことは、民衆における軍事への志向性を生み出した。藩政の中心たる領内東部地域において、その志向性は低調であったものの、領内西部、遠隔地において顕著であった。この民間より動員された兵力は長州戦争における活躍によってその正当性が確認され、鳥取藩内においても、「農兵」教導とあらたな「洋式」軍事編成が模索されるようになった。

軽装の洋式「歩兵」は、戊辰戦争において活躍し、その後の訓練次第で藩の常備兵化が期待されたが、入隊した兵が抱いた志向は、近世的身分制における褒賞と特権を重視するものであり、そのことが隊内外において混乱を生じさせた。「国民皆兵」主義の実現を目指し、あらたな軍隊の創出を目指す政府は、旧武士層たる士族の特権を否定し、幕末に生成された「農兵」をも否定したのである。

注

- (1) 幕末の政治過程を緻密に考察する政局研究については、原口清著作集編集委員会編『原口清著作集』全五巻（岩田書院、二〇〇七～八年）、宮地正人『天皇制の政治史的研究』（校倉書房、一九八一年）、佐々木克『幕末政治と薩摩藩』（吉川弘文館、二〇〇四年）、家近良樹『幕末政治と倒幕運動』（吉川弘文館、一九九五年）、青山忠正『明治維新と国家形成』（吉川弘文館、二〇〇〇年）などが、代表的な先行研究として挙げられる。
- (2) 三谷博『明治維新とナショナリズム』（山川出版社、一九九七年）。
- (3) 宮地正人『幕末維新期の文化と情報』名著刊行会、一九九四年、同『幕末維新期の社会的政治史研究』（岩波書店、一九九九年）。

- (4) 原剛『幕末海防史の研究』(名著出版、一九八八年)。
- (5) 三谷前掲書。保谷徹『幕末日本と対外戦争の危機』(吉川弘文館、二〇一〇年)。なお、これまでの「農兵」に対する視角をまとめた業績として、デヴィッド・ハウエル『農兵の歴史的意義―暴力の連続体への位置づけをめぐって―』(『市大日本史』一六号、二〇一三年)を挙げておく。右は、同氏の講演録のリライト版であり、「農兵」という存在を歴史のなかの暴力発動の装置として捉え、近世と近代の連続性を問うものである。
- (6) 拙稿のうち鳥取藩に関するもののみ挙げておく。拙稿a「攘夷と自己正当化―文久期鳥取藩の政治運動を素材に―」(『歴史評論』五八九号、一九九九年)、拙稿b「幕末期鳥取藩池田家における〈家〉存続の意識―長州藩毛利家処分への対応をめぐる大名家の「私」―」(『鳥取地域史研究』四号、二〇〇二年)、拙稿c「京よりの政治情報と藩是決定―幕末期の鳥取藩池田家の情報収集システム―」(家近良樹編『もうひとつの明治維新』有志舎、二〇〇六年)、拙稿d「近世の政治秩序と幕末政治」(『ヒストリア』二〇八号、二〇〇八年)、拙稿e「幕末政治と鳥取藩」(鳥取県立博物館編『因幡二十二士と明治維新』、二〇一三年)。
- (7) 「農兵」の大名家中における位置づけを問うた研究に、上田純子「幕末期萩藩における給領取立農兵―寄組浦家を事例として―」(『史窓』五八号、二〇〇〇年)がある。
- (8) 幕末期の軍事については、高橋典幸・山田邦明・保谷徹・一ノ瀬俊也『日本軍事史』(吉川弘文館、二〇〇六年)を参照。他、吉良芳恵「幕末維新期の軍制と英仏駐屯軍」(福井勝義他編『人類において戦いと』三、東洋書林、二〇〇〇年)、二二五―二二三頁における整理を参考にした。
- (9) 幕末期の旗本の出世に関して、奈良勝司『明治維新と世界認識体系―幕末の徳川政権 信義と征夷のあいだ―』(有志舎、二〇一〇年)、平良聡弘「勝海舟―「開明派」幕臣の実像―」(笹部昌利編『幕末維新人物新論』昭和堂、二〇〇九年)を参照。
- (10) 保谷前掲書。
- (11) 三谷前掲書。
- (12) 拙稿「勝海舟―その軍事構想と日本型華夷意識―」(趙景達他編『講座 東アジアの知識人』一卷、有志舎、二〇一三年)
- (13) 宮崎ふみ子「幕府の三兵士官学校設立をめぐる一考察」(『年報・近代日本研究』三 幕末・維新の日本』山川出版社、一九八一年)。

- (14) 『広辞苑』第六版(岩波書店、二〇〇八年)。
- (15) 井上清『日本の軍国主義 一卷』(東京大学出版会、一九五三年)。
- (16) E・Hノーマン『日本における兵士と農民―日本徴兵制度の諸起源』(白日書院、一九四七年)
- (17) 仲田正之『江川坦庵』(吉川弘文館、一九八五年)、同『近世後期代官江川氏の研究―支配と構造』(吉川弘文館、二〇〇五年)。
- (18) 近世日本の褒美・褒賞にかかる研究は、吉村豊雄「日本近世における評価・褒賞システムと社会諸階層―一九世紀熊本藩住民評価・褒賞記録「町在」の成立・編成と特質―」(吉村豊雄・三澤純・稲葉継陽編『熊本藩の地域社会と行政―近代社会形成の起点―』思文閣出版、二〇〇九年)の他、幕末から近代の褒賞・表彰を問うた岸本覚「褒められた人びと―表彰・栄典からみた鳥取―」(鳥取県、二〇一三年)を参考にした。
- (19) 原前掲書。
- (20) 仲田前掲『近世後期代官江川氏の研究―支配と構造』。
- (21) 拙稿a、七九頁。
- (22) 日本史籍協会叢書『岡山池田家文書』一、東京大学出版会、一九七八年復刻、三三―三三三頁。
- (23) 鳥取県立博物館編『贈従一位池田慶徳公御伝記』二卷(同館、一九八八年、以下『慶徳伝』)、三三二頁。
- (24) 神戸大助については、『慶徳伝』別巻(一九九二年)、六四頁、「神戸晁家譜」九二―九五、鳥取県立博物館蔵。
- (25) 「海防策愚測」一三〇三三―一、鳥取県立博物館蔵。
- (26) 「農兵勧誘に係る意見」一三〇三三―一、鳥取県立博物館蔵。
- (27) 「中本直久家譜」一〇二九四、鳥取県立博物館蔵。
- (28) 拙稿d、一一五頁。
- (29) 『鳥取県史』三(鳥取県、一九七九年)、六一―一二頁。
- (30) 「控帳」元治元年六月二十二日条、鳥取県立博物館蔵。「控帳」は、家老のもとで御帳奉行によって記録されていた執務日記である。明暦元年から明治二年四月まで二三八冊が存在し、藩政の基幹史料である。
- (31) 『鳥取県史』三、六一―二頁。
- (32) 「在方諸事控」文久三年十月四日条、鳥取県立博物館蔵。
- (33) 赤崎・由良の台場警衛については、同地に伝存する「御墓場御用簿」「御墓場入用帳」(個人蔵)よりその内容が

うかがえる。同史料の情報については、坂本敬司氏（前鳥取県公文書館県史編さん室長）よりご教示いただいた。なお、赤崎台場は近年発掘調査がおこなわれ、琴浦町教育委員会編『赤崎台場跡発掘調査報告書・鳥取藩台場跡』（琴浦町埋蔵文化財調査報告書第一三集、二〇一五年）が発表された。

- (34) 『鳥取県史』三、六一―四頁。
- (35) 長州戦争について先行研究は多数存在するが、青山前掲書、久住真也「長州再征と将軍畿内滞在問題」（『日本史研究』四七八号、二〇〇二年、のち同著『長州戦争と徳川将軍』岩田書院、二〇〇五年収録）、三宅紹宣「幕長戦争」（吉川弘文館、二〇一三年）を参考にした。
- (36) 日本史籍協会編『安達清風日記』（東京大学出版会、一九六九年復刻）六一三―四頁。
- (37) 「控帳」慶応二年六月十七日条。
- (38) 同右、同日条。
- (39) 「控帳」慶応二年十一月二十四日条。
- (40) 「控帳」慶応二年十二月七日条。
- (41) 「控帳」慶応三年二月二日条。
- (42) 『鳥取県史』三、六七四―七頁。
- (43) 同右、七四二頁。
- (44) 水口民次郎『丹波山国隊史』山国護国神社、一九六六年、仲村研『山国隊』学生社、一九六八年。
- (45) 鳥取藩における戊辰戦争との関わりについては、『鳥取県史』近代一卷、（鳥取県、一九六九年）、鳥取市歴史博物館編『因州兵の戊辰戦争』（同館、二〇一一年）を参考にした。
- (46) 新国隊については、阿部裕樹「新国隊の動向と岸本辰雄」（『大学史資料センターグループ報告』第二九集）同「鳥取藩軍新国隊をめぐる諸問題―創立者・岸本辰雄の周辺―」（『大学史資料センター報告』第三五集）のほか、前掲『因州藩兵の戊辰戦争』に詳しい。参考にした。
- (47) 『鳥取県史』三、七六九―七七二頁。

本稿は、科学研究費補助金基盤研究（B）（研究代表者・谷口眞子）「軍事史的観点からみた一八―一九世紀の名誉・忠誠・愛国心の比較研究」による国際シンポジウムにおける報告をもとに作成した。